

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【公表番号】特表2017-520348(P2017-520348A)

【公表日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2017-028

【出願番号】特願2017-502224(P2017-502224)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/958 (2013.01)

【F I】

A 6 1 F 2/958

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月11日(2018.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

肝内の門脈体循環シャントを生成するための装置であって、当該装置は、患者の頸静脈を下って肝静脈内に挿入される伸長体を有するカテーテルと、前記伸長体の遠位部分上の血管内撮像デバイスと、前記伸長体の遠位部分上の出口開口部と、前記カテーテル内のルーメン内に配置され、前記出口開口部から押出されて前記伸長体の側面から遠ざかるように伸長して門脈に入る組織貫通デバイスと、前記組織貫通デバイス上に配置され、圧力の測定値を提供するセンサとを含む、装置。

【請求項2】

前記組織貫通デバイスは、前記伸長体の側面から少なくとも1cmの距離だけ遠ざかるように伸長する針を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記針は、前記針が前記出口開口部から出て行く際に湾曲形状をとる形状記憶材料を含む、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記針はガイドワイヤを受けるための大きさがあるルーメンを含む、請求項2に記載の装置。

【請求項5】

前記血管内撮像デバイスが血管内超音波トランステューサを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記針は、前記カテーテルの本体の側面から遠ざかるように前記出口開口部から組織を通って伸長して門脈に入る寸法に作られている、請求項2に記載の装置。

【請求項7】

前記針は、肝静脈と門脈との間の組織を貫通し、それによって門脈体循環シャントを生成する鋭利な先端を含む、請求項2に記載の装置。

【請求項8】

前記血管内超音波トランステューサは、肝静脈内にあるときに門脈の画像を作成する、請求項5に記載の装置。

**【請求項 9】**

前記カテーテルの近位端は、プロセッサ及びディスプレイを含む画像化システムに接続され、前記血管内超音波トランスデューサにより作成された画像が前記ディスプレイで見ることが可能である、請求項8に記載の装置。

**【請求項 10】**

第1の管の側に向かって前記伸長体の一部をバイアスする位置決め機構をさらに有する、請求項1に記載の装置。

**【請求項 11】**

前記位置決め機構は前記伸長体の長さに沿って互いに平行に配置された第1のバルーン及び第2のバルーンを含む、請求項10に記載の装置。

**【請求項 12】**

前記針は、処置薬を組織に送達するためのルーメンを含む、請求項2に記載の装置。

**【請求項 13】**

前記カテーテルの遠位端はR F切除のための電極を含む、請求項2に記載の装置。

**【請求項 14】**

請求項2に記載の装置と、

前記カテーテル上又は前記針のルーメンによって受け入れられるガイドワイヤ上に配置されたセンサであって、圧力及び/又は流量の測定値を提供するセンサと、

前記測定値を受信し、前記門脈体循環シャントの両側で当該門脈体循環シャントによつて接続される2つの別々の位置で提供された前記測定値から確認された血流予備量に基づいて前記門脈体循環シャントの開存性を決定するプロセッサとを含む、システム。